

平成26年 2月21日提出

市道の廃止について

市道を次のように廃止する。

熊本市長 幸山政史

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第115号	沼山津 第58号線	秋津町沼山津471番	地先	
		秋津町沼山津436番1	地先	
議第116号	木部 第69号線	御幸木部町1688番	地先	
		御幸木部町1708番	地先	
議第117号	神水本町 第23号線	神水本町895番	地先	
		神水本町931番	地先	
議第118号	白藤町 第3号線	白藤町939番	地先	
		白藤町916番	地先	
議第119号	新南部町 第2号線	新南部町543番5	地先	
		新南部町605番	地先	
議第120号	新南部町 第3号線	新南部町558番4	地先	
		新南部町547番	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 開発行為
- (2) 一部払下げ
- (3) 河川改修